

平成 30 年度包括外部監査の結果報告書

(概要版)

豊中市包括外部監査人 谷川 淳

1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について
選定理由	<p>上下水道事業においては、近年、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、水需要の減少に伴う水道料金・下水道使用料収入の減少などから経営環境は厳しさを増している。2017 年度に策定した「第 2 次とよなか水未来構想」における経営シミュレーションでは、水道事業は 2021 年度に純損失に転じ、2024 年度には資金不足になる見通しが示され、下水道事業では、資金繰りの悪化には至らないものの、2026 年度に純損失に転じる見通しが示されている。</p> <p>水道・下水道は市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある。また、自然災害リスクの増大や環境対策などの課題への対応も求められている。</p> <p>以上のことから、上下水道事業を取り巻く経営課題への対応が適切になされているか、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に向けた取り組みが適切になされているか、上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について監査を行うことは、今後の豊中市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。</p>
監査の視点	<ul style="list-style-type: none">・ 上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。・ 上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が24項目、意見が38項目あり、合わせて62項目である。

なお、表中の右側にある「頁」は、包括外部監査の結果報告書(本編)における各項目の記載箇所である。

項目	監査の結果及び意見	意見	頁
I 経営管理全般			
1. 事業計画	① 管理指標の取り扱いについて	意見	37
	② 業務指標の活用について	意見	41
2. 組織管理	① 人材育成・組織体制の確保・強化について	意見	48
3. 危機管理	① 耐震化率の向上について	意見	57
	② 業務指標の集計誤りについて	結果	57
4. 環境対策	① 不明水対策について	意見	61
5. 繰入金	① 繰入金算定過程の効率化について	意見	65
	② 高度処理に係る予算不足分の取り扱いについて	意見	65
II 収入及び債権管理			
1. 水道料金及び下水道使用料	① 定期的な料金水準見直しのルール化について	意見	70
	② 料金算定時における資産維持費について	意見	74
	③ 下水道における漏水時の認定汚水量等の定めについて	結果	75
	④ 過年度下水道使用料還付額の計上漏れについて	結果	76
	⑤ 受益者負担金の計上漏れについて	結果	78
	⑥ 相互のチェック体制の整備及び決算作業の整理について	意見	79
2. 債権管理	① 「調査の同意書」の徴取及び財産調査の実施について	結果	87
	② 少額分納承認時における「収支申立書」の徴取について	結果	89
	③ 徴収停止及び執行停止等の徴収猶予策の実施について	意見	90

項目	監査の結果及び意見		頁
	④ 延滞金の取り扱いの整理について	結果	92
	⑤ 破産更生債権等の取り扱いについて	結果	93
3. 過年度包括外部監査の措置状況	① 措置内容について	結果	97
	② 措置内容に対する監査等の実施について	意見	101
Ⅲ 支出			
1. 契約	① 業務完了届の徴取漏れについて	結果	105
	② 随意契約における再委託について(その1)	結果	106
	③ 単価契約とすることの是非について	結果	107
	④ 随意契約における再委託について(その2)	意見	109
	⑤ 委託料の積算根拠の明確化について	結果	109
	⑥ 鍵の定期的な現物管理について	意見	110
	⑦ 指名競争入札における辞退について	意見	111
2. 助成金・貸付金	① 工事検査報告書の日付記入の徹底について	結果	113
Ⅳ たな卸資産管理			
1. 在庫管理	① 実地たな卸における立会者について	意見	115
2. 水道メーター更生品の管理	① 更生メーターの発注・納品管理について	結果	117
	② 預け品の在庫管理について	結果	119
	③ 水道メーターの管理について	意見	121
Ⅴ 固定資産管理			
1. 老朽化対策等	① 各種計画に係る委託料の会計処理について	意見	127
	② 経営シミュレーションと「豊中市水道整備計画」及び「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の関係について	意見	129

項目	監査の結果及び意見	頁
	③ 投資に充当する財源のわかりやすい開示について	意見 130
	④ 今後の自己水のあり方について	意見 131
	⑤ 下水道施設(管路)の耐震化について	意見 132
2. 現物管理	① 精算書の記載事項の明確化について	結果 137
	② 原田中央幹線築造工事に係る建設仮勘定の振り替えについて	意見 138
	③ 固定資産の除却に係る会計処理について	意見 141
	④ 固定資産の現物除却時の決裁について	結果 143
	⑤ 工具器具備品の実地たな卸について	結果 144
	⑥ 固定資産台帳における車両運搬具の登録について	結果 145
	⑦ 公用車の使用状況について	意見 146
	⑧ 上下水道料金調定システムの取り扱いについて	意見 147
	⑨ 耐震診断に係る委託料の取得価額への算入について	結果 148
3. 過年度包括外部監査の措置状況	① 遊休地の活用に向けた継続的な対応について	意見 151
VI 情報システム		
1. 上下水道局の情報セキュリティ	① 自己点検の実効性向上について	意見 156
	② 自己点検項目 No.5(各システム共通)の見直しについて	意見 157
	③ 自己点検票の「質問」と「回答」に不整合について	意見 157
	④ 情報化推進会議における研修制度の取り扱いについて	意見 157
	⑤ A課のαシステムの実施手順書の自己点検について	意見 158

項目	監査の結果及び意見	意見	頁
	⑥ B課のβシステムの実施手順書の自己点検について	意見	159
	⑦ システム共同化の視点について	意見	162
VII 会計			
1. 現預金管理	① 出納業務リスクの観点からの委託先管理について	意見	164
2. 退職給付引当金	① 水道事業会計の退職給付引当金の過少計上について	結果	168
	② その他の引当金の計上方法についての文書の未整備について	結果	170
	③ 退職給付引当算定基礎データに関する検証体制の充実について	意見	171
	④ 上下水道事業間における未精算の債権債務について	結果	171
VIII その他			
1. 水道料金・下水道使用料のシミュレーション	① 水道事業の料金の改定について	意見	188
	② 下水道事業の使用料の改定について	意見	188

3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査の結果報告書(本編)を参照のこと。

【経営管理全般】

項目	1. 事業計画
意見	① 管理指標の取り扱いについて
内容	第2次とよなか水未来構想に掲げる具体的施策(取組項目)の進捗状況を表すものとして、実行計画において管理指標を設定しているが、第2次とよなか水未来構想本体では、その旨言及されていない。管理指標をわかりやすく上下水道の利用者等に伝える仕組みを検討する必要がある。
意見	② 業務指標の活用について
内容	水道事業ガイドライン等に基づく業務指標を設定し、指標ごとに市の傾向も記載されているが、その良否が明確にされていないものが散見される。業務指標については、経年的な変化を捉えたり、同様の条件下の他の事業体と比較したりするなどして、上下水道局が抱えている課題を明らかにするとともに、他の関係指標と合わせた検証や分析により、事業改善策の検討の契機とすることができる。したがって、業務指標を現状分析のツールとして活用することを今後の検討課題とする必要がある。

項目	2. 組織管理
意見	① 人材育成・組織体制の確保・強化について
内容	水道事業の40～50歳代職員の割合が、近隣団体に比し高いため、職員個人の資質・能力の確保についてより一層の配慮が必要と思われる。経験豊富な職員が有する技術ノウハウを継承し、人材育成の取り組みを強化するとともに、技術ノウハウを職人の勘といったような属人的なものではなく、組織として共通認識できる形にすることで、組織としての技術力の維持・強化を図る必要がある。

項目	3. 危機管理
意見	① 耐震化率の向上について
内容	耐震化率については100%の達成に向けて努めていく必要があり、そのためには財源を安定的に確保していく必要がある。
意見	② 業務指標の集計誤りについて
内容	業務指標(災害対策訓練実施回数)について、集計誤りがあった。外部に公表される指標について、集計の正確性により一層留意する必要がある。

項目	4. 環境対策
意見	① 不明水対策について
内容	<p>不明水は下水処理施設の負担や処理費用の増加につながり、下水道事業経営に影響を与える一因となっている。現在、千里川左岸の一部区域をモデル地域として、不明水の発生原因を調査中であるが、いつまでにモデル地域の調査が終了するか見込めない状況とのことである。</p> <p>可能な限り速やかにモデル地域の調査を完了させ、その成果をより広い区域に反映させていく必要がある。</p>

項目	5. 繰入金
意見	① 繰入金算定過程の効率化について
内容	<p>上下水道局各課が作成した各種元データをベースに、経営企画課が一般会計繰入金の金額を算定しているが、各課からのデータを経営企画課で再入力する手順が含まれている。入力の回数が増えることによって入力間違いのリスクも高まることになるため、各課からのデータをそのまま利用できるような仕組みを構築していくことが望ましい。</p>
意見	② 高度処理に係る予算不足分の取り扱いについて
内容	<p>一般会計繰入金予算超過した場合、不足分は2年度後に計上される取り扱いとなっているため、費用と収益の計上時期にずれが生じることとなる。本来であれば、費用と収益を対応させたうえで経営成績を把握すべきであるが、実務上対応が難しいことから、実際の繰入金の額とあるべき繰入金の額との差額が、損益計算書に影響を与える部分について、比較表を作成するなどして参照できるようにしておくことが望ましい。</p>

【収入及び債権管理】

項目	1. 水道料金及び下水道使用料
意見	① 定期的な料金水準見直しのルール化について
内容	<p>人口動態の変動や給水量の減少、更新投資の増加等が予測される中、実態に照らして、料金水準の妥当性を定期的に見直すことが求められるものとする。</p> <p>特に、水道料金は、概ね3年程度を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであり、例えば、料金算定期間が終わる時点で、料金設定時の計画値と実績値との比較、想定していなかった給水量の変動や更新投資の増加等を踏まえ、持続可能な料金水準を検討することをルール化することが望ましい。</p>

意見	② 料金算定時における資産維持費について
内容	<p>水道料金は、資産維持費(事業の施設実態の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額)を含めて算定することとされているが、前回の料金改定時における資産維持費は合理的な理由に基づく額ではなかった。次回の料金改定においては、「豊中市水道施設整備計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費とすることが必要である。</p> <p>下水道使用料についても、資産維持費を含めて算定することとされているが、現在の使用料に資産維持費は含まれていない。次回の料金改定においては、「豊中市下水道ストックマネジメント計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費を含めることが必要である。</p>
結果	③ 下水道における漏水時の認定汚水量等の定めについて
内容	<p>地下漏水が発生した場合、漏水認定時における水道料金の減免の取り扱いに準じ、下水道使用量の認定量を減量しているが、内規の定めとは整合していない。内規は平成4年6月以降改定されていないため、基本水量制を廃止した平成22年11月以前の使用料算定方法を前提とした定めとなっている。早急に実態に即した定めとするよう見直すことが必要である。</p>
結果	④ 過年度下水道使用料還付額の計上漏れについて
内容	<p>地下漏水にかかる減免により、一旦徴収した水道料金及び下水道使用料を還付する場合、還付対象者には水道事業会計から合算額を還付するものとし、下水道使用料にかかる還付相当額については、別途、下水道事業会計から水道事業会計に資金を振り替えるものとしている。しかし、当該振り替え処理が漏れていたため、平成29年度決算における水道事業会計の「その他預り金」及び下水道事業会計の費用である「雑支出」が各々1,048,823円過少計上となっている。当該未振替分については、平成30年度決算において、速やかに下水道事業会計から水道事業会計に資金を振り替える必要があるとともに、不明の差異38,644円についても、平成28年度以前における振替漏れ等による差異の可能性もあることから、早急に事実関係を確認する必要がある。</p>
結果	⑤ 受益者負担金の計上漏れについて
内容	<p>下水道事業会計の平成29年度末の未収受益者負担金がマイナス計上されていた。これは、給排水サービス課において調定を失念したため、未収受益者負担金が計上されなかった一方で、受益者からは所定の入金がされたことから、未収受益者負担金がマイナスとなったためである。当該調定漏れ分については、速やかに調定し、未収受益者負担金の残高を正しい数値に修正する必要がある。</p>

意見	⑥ 相互のチェック体制の整備及び決算作業の整理について
内容	<p>④で述べた振替漏れは、窓口課において下水道事業会計から水道事業会計への支出処理を失念したことが理由であるが、年度末に決算処理を行う経営企画課においても、特段、預り金残高の正確性や網羅性を検討していないため、その処理漏れに気づかなかつたものである。担当者レベルでの誤りや処理漏れ等を、組織的に防止又は発見するための仕組み(内部統制)の不存在により発生したものと見える。今後、経営企画課と所管課との間の相互チェックをどのように行うのか、改めて検討し、運用体制を整備する必要がある。</p> <p>⑤で述べた計上漏れは、未収金の残高及び内容が異常であり、経営企画課と所管課との間の相互チェック体制の有無に関わらず、決算作業を行う中で検討され、解消されるべきものである。決算作業では、形式的に締め処理を行うだけでなく、計上額が妥当であることを一定程度確認することが求められるが、その作業をどう実施するかは担当者の判断に委ねられている現状にある。今後、必要な決算作業を洗い出したうえで、経営企画課が行うべき作業と所管課が行うべき作業の内容及び実施時期を明確に定める等し、決算作業の内容も含めて、そのプロセスを再検討することが必要である。</p>

項目	2. 債権管理
結果	① 「調査の同意書」の徴取及び財産調査の実施について
内容	<p>水道料金等滞納整理事務取扱において、債務者より同意が得られた際には、「調査の同意書」を徴取したうえで債務者の収入及び資産等の状況を確認する旨を定めているが、現状、「調査の同意書」がほとんど徴取されておらず、水道料金等に係る財産調査を実施した実績はない。これは強制徴収公債権である下水道使用料についても同様であり、上下水道局として、財産調査をはじめ、差押えや強制執行手続等の法的手続を採った実績はない。</p> <p>今後、「分割納付誓約書」により分納計画を承認する場合や少額分納を認める際には、「調査の同意書」の提出を併せて求めるとともに、滞納期間が長期にわたる場合や滞納額が高額となる債務者に対しては、原則として「調査の同意書」を入手する等、入手を前提とした運用とする必要がある。また、使用者間の公平性を図るためにも、今後、必要に応じて、適宜、財産調査を実施していく必要がある。</p>

結果	② 少額分納承認時における「収支申立書」の徴取について
内容	<p>豊中市債権管理マニュアルによれば、生活困窮のため納付困難との申し出により、少額分納を受けた場合は、「収支申立書」により収支とその根拠書類の提出を受けるものとされているが、現状、「収支申立書」の提出を求めている。使用者間の公平性を図るためにも、納付が困難な債務者に対しては、「収支申立書」及びその根拠資料の提出を求め、自らの経済実態を債務者の責任で説明するよう説得することが重要である。</p> <p>今後、生活困窮のため納付が困難との申し出に対しては、「収支申立書」の提出を原則とするよう運用を改めることが必要である。</p>
意見	③ 徴収停止及び執行停止等の徴収猶予策の実施について
内容	<p>徴収猶予への対応方針では、条件に合致する場合には、水道料金及び下水道使用料の徴収を猶予することとしているが、現状、当該徴収猶予を実施した実績はない。窓口課によると、納付意欲の向上につながると判断される事案がないため実績がないとのことである。</p> <p>しかし、債務者の納付意欲の向上を判断する基準が明確ではなく、かつ資力が乏しい債務者であれば、納付意欲を示したとしても実現される保証がない。一方で、限られた職員を納付能力のある債務者に注力させ、より実効性のある徴収業務を行うためにも、納付意欲の向上に囚われず、徴収猶予を認めることも考えられる。今後、徴収業務の効率性向上等の観点も踏まえ、徴収猶予の対象を再検討することが望ましい。</p>
結果	④ 延滞金の取り扱いの整理について
内容	<p>豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例により、下水道使用料が延滞金の対象債権となっているが、現状においては、延滞金は請求しておらず、算定自体も行っていない。明確な理由なくこれを徴収しないのは、負担の公平性を図るうえから問題がある。</p> <p>改めて延滞金の取り扱いについて上下水道局としての考え方を整理するとともに、延滞金を徴収するうえで制約となっている項目を洗い出し、その解消策を整理することにより、延滞金徴収の実現可能性を具体的に検討することが必要である。</p>
結果	⑤ 破産更生債権等の取り扱いについて
内容	<p>破産更生債権等には、破産手続開始が決定された債権も含まれるが、現状含めていない。また、不納欠損処理は、予算編成時点において破産手続が開始されている債権のうち破産手続が完了したものを対象として行っているため、予算編成後に破産手続が開始され、完了した債権については対象とされていない。</p>

	<p>今後、年度末までに破産手続が完了した債権については、原則として不納欠損処理の対象とするとともに、破産手続開始が決定されているものの、破産手続が完了していない債権については、投資その他の資産の区分に、破産更生債権等として別掲する必要がある。</p>
--	--

項目	3. 過年度包括外部監査の措置状況
結果	① 措置内容について
内容	<p>平成 25 年度包括外部監査における指摘事項について、措置内容の実施状況を検討したところ、措置済とされているにも関わらず、指摘事項の趣旨に照らして十分な運用がなされていないものがある。</p> <p>ア) 「分割納入誓約書の徴取について」に対する措置内容については、「債務承認書を徴取しておくことが必要」との指摘であるが、現状、債務承認書が徴取されていないことを踏まえると、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。</p> <p>イ) 「地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について」に対する措置内容については、本来、年度末までに破産手続等の法的整理が開始された債権のうち、不納欠損処理による債権消滅の対象とならない債権を、破産更生債権等として区分して貸倒引当金を設定すべきであるが、なされていないことから、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。</p> <p>ウ) 「不納欠損処理の基準について」に対する措置内容については、「調査の同意書」をほとんど徴取しておらず、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえず、債権管理業務としても十分ではない。</p>
意見	② 措置内容に対する監査等の実施について
内容	<p>市は、包括外部監査の結果及び意見に対して、具体的な対応方針・内容が決定しているものは措置済としているため、どのような運用が実際になされているかまでは、措置等の状況には反映されていない。速やかに対応方針・内容を決定し、措置内容として公表することは望ましいことであるものの、その後において、当該方針・内容に沿った運用が実際になされていることを検証することも有用なものとする。</p> <p>したがって、過年度の措置状況について、必要に応じて行政総務課が検証を実施することや、監査委員監査及び包括外部監査の監査テーマとする等、より監査の実効性を高める枠組みを検討することが望まれる。</p>

【支出】

項目	1. 契約
結果	① 業務完了届の徴取漏れについて
内容	業務委託契約について、契約書に基づき委託先から徴取すべき業務完了届が徴取されていないものが散見された。業務完了届は、履行確認を行ううえで重要な書類であるから、確実に徴取する必要がある。
結果	② 随意契約における再委託について(その1)
内容	再委託を前提として随意契約を締結するに当たっては「再委託に関するガイドライン」に準拠して、委託業務の主たる部分を契約書・仕様書等において明示したうえで、随意契約理由を委託業務の実態に即した記載とする必要がある。
結果	③ 単価契約とすることの是非について
内容	下水道管渠清掃業務委託の一部の設計単価については、実績データの蓄積が十分ではなく、必ずしも根拠が伴っていない。今後、これまで蓄積した実績データを踏まえて、作業の実態に即した設計単価を採用する必要がある。
意見	④ 随意契約における再委託について(その2)
内容	契約額のうち金額ベースで48%にのぼる部分が再委託されるという状況では、「再委託に関するガイドライン」に準拠しているとはいえ、他に相手先として適切な者がいないという前提が保たれていない可能性を否定できない。随意契約の締結に当たっては、特に行政の透明性と説明責任が要請されるため、相手先の決定を慎重に行うことが望まれる。
結果	⑤ 委託料の積算根拠の明確化について
内容	出納窓口業務委託の委託料は、協議により決定されているが、当該協議の内容、結果が文書として記録保管されていない。透明性、説明責任の観点から、協議の内容、結果を記録として残し、委託料の積算根拠を明確にしておく必要がある。
意見	⑥ 鍵の定期的な現物管理について
内容	庁舎保安警備等業務委託において、鍵を貸し出しているが、現状では鍵の紛失や盗難が起きても発見しにくいことが懸念されるため、鍵の存在を定期的に確認し、記録を残す仕組みが望まれる。また、合鍵の作製にかかる取り決めも行っておくことが望ましい。
意見	⑦ 指名競争入札における辞退について
内容	指名競争入札により業者を選定しているが、辞退が多い。上下水道局は辞退する理由について聞き取り調査を行うなどの方法により把握し、より応札しやすい環境を整えていくことが望まれる。

項目	2. 助成金・貸付金
結果	① 工事検査報告書の日付記入の徹底について
内容	工事検査報告書全件につき、日付記入がなされていなかった。しゅん工検査が終了したことを示す重要な書類であるから、工事検査報告書の日付の記入漏れがないよう徹底する必要がある。

【たな卸資産管理】

項目	1. 在庫管理
意見	① 実地たな卸における立会者について
内容	実地たな卸において、たな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならないが、同じ経理係内の職員が要件に該当するか、客観的ではない。したがって、会計規程の文言、あるいは実施要領の文言においてカウント立会者の要件を客観的・具体的に定める必要がある。

項目	2. 水道メーター更生品の管理
結果	① 更生メーターの発注・納品管理について
内容	発注依頼書を作成していなかったため、納品明細書と数量が整合していなかった。今後は、確実に発注依頼書を作成し、発注数と納品数との整合性を常に確認できるよう、更生メーターの発注・納品管理を徹底する必要がある。
結果	② 預け品の在庫管理について
内容	預け品について、更生不良分、未更生分とも、数量の把握が不明確であり、在庫管理が適正になされているとはいえない状況である。したがって、預け品について、管理簿を作成するなどして、更生不良分と未更生分の数量を定期的に把握できるよう在庫管理を徹底する必要がある。
意見	③ 水道メーターの管理について
内容	未更生品・更生品・スクラップ予定品について、数量を正確に把握し、紛失や盗難が生じないように、適切に管理することが望ましい。

【固定資産管理】

項目	1. 老朽化対策等
意見	① 各種計画に係る委託料の会計処理について
内容	各種計画に係る委託料の会計処理について、決算上の取り扱いが統一されていない。予算の編成段階で、決算上、固定資産としてどのように区分して計上されることになるか検討するためにも、予算を執行する所管課と

	固定資産を管理する経営企画課における十分な情報共有を行うことが求められる。
意見	② 経営シミュレーションと「豊中市水道整備計画」及び「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の関係について
内容	<p>経営シミュレーションと豊中市水道整備計画及び豊中市下水道ストックマネジメント計画は、整合性をもって作成されているが、単純に金額を比較するだけでは、外部からはその関連性を理解するのが困難である。</p> <p>各計画は、それぞれ作成の目的を異にすることから、積算の範囲が異なることは当然ありうるが、上下水道局として将来の金額情報を開示する以上、各計画の作成目的及び他の計画との関連性などについて、わかりやすく説明することが必要である。</p>
意見	③ 投資に充当する財源のわかりやすい開示について
内容	<p>第2次とよなか水未来構想においては、財政の安定化、効率的な経営の推進とあわせて、新たな料金水準及び体系の検討が示されているが、受益者負担の見直しは市民生活に及ぼす影響も大きいことから、投資に充当する財源のあり方や、投資計画と整合的な財政計画について市民に具体的にわかりやすい形で提示する必要がある。</p>
意見	④ 今後の自己水のあり方について
内容	<p>市の全給水量の約15%を占める自己水については、取水量の動向を見ながら存廃を適宜判断することとし、現有施設を最大限に活用していくこととしている。大阪広域水道企業団など、水道事業の広域化が不透明な中での検討には困難が伴うことは理解できるが、中長期的な課題として、自己水のあり方について継続的な検討が必要である。</p>
意見	⑤ 下水道施設(管路)の耐震化について
内容	<p>下水道管路の耐震化により、災害時の緊急輸送路の確保につながるが、市のみで完結する課題ではなく、近隣市あるいは大阪府との連携も求められる課題である。上下水道局においては、下水道管路の耐震化に関して、近隣市、大阪府との連携を図りながら、具体的な取組内容を検討していく必要がある。</p>

項目	2. 現物管理
結果	① 精算書の記載事項の明確化について
内容	<p>会計規程において、主管課長は工事費及び建設仮勘定の精算を行い、精算書を経営企画課長に送付することとされているが、精算書に記載すべき具体的項目については定められていない。</p> <p>工事の内容や進捗状況を熟知しているのは工事を担当する関係各課で</p>

	あり、関係各課からの適切な情報提供が経営企画課における適切な固定資産計上の前提となることから、精算書の意義や目的を改めて検討し、必要となる記載事項を整理したうえで、正式に会計規程に規定する「精算書の送付」として実施すべきである。
意見	② 原田中央幹線築造工事に係る建設仮勘定の振り替えについて
内容	<p>本工事のように、全体の計画期間が長期間に及ぶ場合、建設仮勘定から本勘定への振り替えを如何なる単位で行うのかが問題となるが、一部の供用が開始される場合には、処理原価や有形固定資産減価償却率による施設の老朽化度の適切な把握のため、会計上は、供用された部分については本勘定への振り替えを行い、減価償却を開始することが適切である。</p> <p>今後、同様に工事期間が長期に及ぶ工事として「新免排水区第四分区幹線」が挙げられるが、当該工事については、事前に供用の都度、本勘定へ振り替える方策を検討しておくことが必要である。</p>
意見	③ 固定資産の除却に係る会計処理について
内容	<p>イ) 配水管／管路の除却について</p> <p>水道事業会計では、取得から50年を経過した配水管について一律に除却費を計上しているが、ダクタイル鋳鉄管の更新年数は概ね120年と見込まれていることから、除却処理の基準となる年数については、実態に応じて見直しが必要と考える。また、工事に伴い除却した配水管については、除却年度の2年度後に除却費を計上しているが、翌年度の工事に伴う除却予定等からおおよその金額を見積もって予算計上し、現物の除却と会計上の除却の年度を一致させることが望ましい。</p> <p>下水道事業会計においては、現在、除却費の計上は行われていないが、水道事業会計における取り扱いも検討の上、除却費の計上方法を検討する必要がある。</p> <p>ウ) 機械装置の除却について</p> <p>水道事業会計では、実務上、除却処理が行われないことが多い一方、下水道事業会計においては、可能な限り現物を特定して、除却年度に除却費を計上している。水道事業会計においても、下水道事業会計と同様の処理を行うべく検討を進めるべきである。</p> <p>エ) 工具器具備品の除却について</p> <p>工具器具備品について、経過年数により一律の除却処理を行う(水道事業会計)又は除却処理を行わない(下水道事業会計)ことは、現物と固定資産台帳の整合性が取れなくなるため、適切ではない。除却した工具器具備品については、当該年度において固定資産台帳上の除却処理を行うこととすべきである。</p>

結果	④ 固定資産の現物除却時の決裁について
内容	会計規程において、固定資産の現物の除却に当たっての決裁を得なければならないこととされているが、除却の会計処理についての決裁は行われているものの、現物の除却を意識した決裁とはなっていない。固定資産台帳への登録内容を現物管理の実態に整合するよう整理したうえで、現物の除却に関する決裁を行うこととすべきである。
結果	⑤ 工具器具備品の実地たな卸について
内容	<p>工具器具備品の実地たな卸は実施されていない一方で、費用処理される消耗品については、市長部局の手続きに準じて、定期的に実施たな卸が実施されていることから、消耗品より取得価額が高額な工具器具備品の管理水準の方が高いとはいえない状況となっている。</p> <p>一定の工夫が必要であるが、固定資産に計上される工具器具備品についても、例えば、10万円未満の備品と同様、現物へシールを貼り付けたり、リストによる管理を行ったりしたうえで、定期的に実地たな卸を行う必要がある。</p>
結果	⑥ 固定資産台帳における車両運搬具の登録について
内容	固定資産台帳における車両運搬具の登録が、現物と一致していないものが見受けられた。したがって、現物の状況にあわせた登録に修正する必要がある。
意見	⑦ 公用車の使用状況について
内容	公用車の使用状況は様々であるが、走行実績の少ない車両についても管理コストがかかるため、今後とも、危機管理上、最低限必要となるものを除き、他課と共同して利用するなど、削減を図ることが望ましい。
意見	⑧ 上下水道料金調定システムの取り扱いについて
内容	同一の案件にかかる固定資産への計上が、工具器具備品については本勘定に計上されている一方、ソフトウェアについては仮勘定に計上されている。どちらも本勘定又は仮勘定に計上すべきであった。今後、同種の案件が発生した場合には、留意されたい。
結果	⑨ 耐震診断に係る委託料の取得価額への算入について
内容	耐震診断に係る委託料が取得価額に算入されていたが、耐震診断は、その診断結果によって工事を行うか否かが決定されるものであり、初めから耐震工事を行うことを前提としていないことから、支出年度の費用として計上することが適当と考える。

項目	3. 過年度包括外部監査の措置状況
意見	① 遊休地の活用に向けた継続的な対応について
内容	遊休地の活用に向け、具体的な検討が行われているが、未だ具体的な活用策が見いだせない状況にある。例えば、地元自治会等による防災倉庫の設置などの用途での利用も考えられるところであり、今後とも粘り強く近隣住民等への情報提供を行うなどして、活用策の検討を継続していくことが望まれる。

【情報システム】

項目	1. 上下水道局の情報セキュリティ
意見	① 自己点検の実効性向上について
内容	情報セキュリティ対策基準に基づき、自己点検を実施しているが、実効性を高めるため、自己点検票の項目に必要な検証事項を現実に即して加筆するなど、運用を工夫する必要がある。
意見	② 自己点検項目 No.5(各システム共通)の見直しについて
内容	自己点検項目 No.5 の記載は、データの目的外使用を検証する内容であって、ハード機器の目的外使用を規制できる内容にはなっていないため、別項でセキュリティ対策基準の遵守状況を点検ポイントとするよう整理する必要がある。
意見	③ 自己点検票の「質問」と「回答」の不整合について
内容	自己点検票の質問と回答が整合していない事案があった。セキュリティ責任者へ点検結果を報告する際、再度記載内容を課内(又は他の課や係による「たすき掛け」による検証)で精査し、自己点検の精度を担保させる必要がある。
意見	④ 情報化推進会議における研修制度の取り扱いについて
内容	現状、セキュリティ研修の内容等は各課に委ねられている。教育・研修制度の向上という観点から、情報化推進会議での研修教材の情報共有・意見交換を行う必要がある。
意見	⑤ A 課の α システムの実施手順書の自己点検について
内容	<p>項目 No.4</p> <p>例外的に上下水道局外にデータを持ち出す際には、決裁文書による受け渡しが行われており、コントロールは決裁行為の中で行われているといえるが、先方からの受領の証跡が漏れている事例が見られた。</p> <p>項目 No.18</p> <p>紙媒体から取得した画像データを PDF 化し、これを DVD 等に格納し、外部へ搬出することがあるが、一部データの切り出しと違い、データ化され</p>

	<p>た情報の持つリスクの水準を踏まえると、DVD 等へ格納する際のフォルダに、圧縮パスワードを設定することが必要である。</p> <p>項目 No.32</p> <p>事故報告書等、書面のフォーマットの整備がないため、非常時には運用できるようにする必要がある。</p>
意見	⑥ B 課のβシステムの実施手順書の自己点検について
内容	<p>全体的に自己点検の検証深度が不十分である。また、検証証跡がファイリングされていないため、検証方法や評価に至った根拠を疎明できる状況にない。また、実施手順書上の重要な手続が、自己点検票の点検項目として記載されておらず、検証されていない事案があるため、独自の加筆が必要である。</p> <p>項目 No.14</p> <p>評価理由等は、事実即して記載する必要がある。また、書類の記入欄が空欄になっているほか、上席者による検証がないため、牽制機能が不十分である。</p> <p>項目 No.26</p> <p>評価理由に記載しているような実施手順の取り決めは存在しない。</p> <p>項目 No.32</p> <p>実施手順書には、事故発生時の対応について詳細な取り決めがなされているが、事後的な管理手法までは規定されていない。したがって、実施手順書を見直す必要がある。</p> <p>その他</p> <p>実施手順書に示されている「電子計算室の管理」及び「端末装置の運用管理」について、自己点検が行われていない。</p>
意見	⑦ システム共同化の視点について
内容	<p>昨今の自然災害の発生頻度の増加や規模の拡大、サイバーテロの脅威の増大など、情報セキュリティ保持のための要求水準は高まっていくと考えられ、対策のためのコストの増大や、現状の枠組みでは物理的に対策不能な案件が生じる可能性は否定できない。このように将来を見通すと、システムの共同化の必要性を認識する余地があると思われる。自前で全てのシステムを維持するのではなく、データセンター等外部の専門業者へ委ねることが可能性であれば、他の自治体とコストをシェアすることで、一定の費用削減とセキュリティ保全の両立が可能であると考え。いずれにせよ、増大するリスクに対して、早期の対応が必要であることから、システム共同化に向けての対応を進めていくことが望ましい。</p>

【会計】

項目	1. 現預金管理
意見	① 出納業務リスクの観点からの委託先管理について
内容	出納業務リスクの観点から、委託契約履行上の改善点として、派出先の牽制機能の強化と窓口出納業務の検証手続の構築が挙げられる。委託の内容・仕様の見直しなどによって、現金事故に対する堅確性を向上させる必要がある。

項目	2. 退職給付引当金
結果	① 水道事業会計の退職給付引当金の過少計上について
内容	水道事業会計における退職給付引当金残高が、平成 29 年度決算において 66,053 千円の引当不足(過少計上)となっている。当該引当不足額は、重要性の原則に照らして、決して少額との理由で許容される範囲とはいえない。退職給付引当金繰入額の予算不足が原因であるが、これは、予定貸借対照表作成時の対前期比較分析、つまり平成 28 年度残高と予定の平成 29 年度残高の変動幅の妥当性の吟味が有効に機能していなかったこと、予算編成部署(総務課)と決算書の調製部署(経営企画課)との連携が十分でなかったこと等により起こったものと考えられる。
結果	② その他の引当金の計上方法についての文書の未整備について
内容	会計規程において、管理者が別に定めるとしている引当金の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアルのような文書は、現状、未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、引当金の計上方法に関する文書の整備が必要である。
意見	③ 退職給付引当算定基礎データに関する検証体制の充実について
内容	退職給付引当金の基礎データは、総務課職員係が加工・集約して、退職給付引当金の計算シートへ手入力により転記しているが、これらの作業は単独処理で行われている。データの生成元でその精度を保全するべきであり、係内で二重チェックを行う仕組みを構築する必要がある。
結果	④ 上下水道事業間における未精算の債権債務について
内容	退職金については、市長部局、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の間で、各々の勤務期間等に応じて負担額を算定し、精算している。市長部局及び病院事業会計との精算は出納整理期間中に行ったものの、上下水道事業会計間の精算は、特に急ぐ必要はないとの認識から、未精算のままであった。同じ管理者の下ではあるが、地方公営企業法上、別個の事業であるから、今後は、市長部局及び病院事業会計との精算と同様、出納整理期間中に精算する必要がある。

【その他】

項目	1. 水道料金・下水道使用料のシミュレーション
意見	① 水道事業の料金の改定について
内容	資金剰余額のマイナスを解消し、また、純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、水道料金の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の料金水準及び料金体系について、そのあり方を検討する必要がある。
意見	② 下水道事業の使用料の改定について
内容	純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、下水道使用料の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の使用料水準及び使用料体系について、そのあり方を検討する必要がある。

以上